別紙１　昭和31年11月27日付官総６－296「税理士会の監督に関する事務等について」

新　旧　対　照　表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改　　正　　後	改　　正　　前
一　税理士会が財務大臣又は国税庁長官に提出する書類に添付させる書類は、次のとおりとすること。 １～５　省略 二　税理士会が財務大臣又は国税庁長官に書類を提出する場合には、令第13条((税理士会の報告))に規定する場合以外であつてもすべて、その税理士会の事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して提出させること。この場合において税理士会の提出する書類には写一通を添付させ、これを国税局において保存すること。 三　省略 四　国税局長は、税理士会が財務大臣又は国税庁長官に提出する書類を国税庁長官に進達する場合には、次によること。 １～３　省略	一　税理士会が大蔵大臣又は国税庁長官に提出する書類に添付させる書類は、次のとおりとすること。 １～５　省略 二　税理士会が大蔵大臣又は国税庁長官に書類を提出する場合には、令第13条((税理士会の報告))に規定する場合以外であつてもすべて、その税理士会の事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して提出させること。この場合において税理士会の提出する書類には写一通を添付させ、これを国税局において保存すること。 三　省略 四　国税局長は、税理士会が大蔵大臣又は国税庁長官に提出する書類を国税庁長官に進達する場合には、次によること。 １～３　省略